

# 「南阿蘇村小・中学校部活動の指針」

南阿蘇村教育委員会

## 1 部活動の意義

学校教育の一環として行われる部活動は、運動や文化等に共通の興味・関心を持った児童・生徒によって組織し展開することによって、学習意欲の向上や自主性、責任感、連帯感、達成感の涵養等に資するものである。また、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、体力や技能の向上、健康の増進を図るとともに、豊かな人間関係を築いたり社会性を育成するなど、心身ともに健全な育成を図るためにも極めて効果的な教育活動である。

部活動は、主として放課後に行われる活動であることから、児童・生徒の自主性の尊重と柔軟な運営に留意し、休養日や練習時間を適切に設定したりするなど顧問等の適切な指導のもと、児童・生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し、適切な活動が行われるよう配慮することが大切である。

## 2 部活動の位置づけと設置

- (1) 部活動は、教育活動として学校の教育目標及び部活動の指導方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置づける。
- (2) 部活動の設置にあたっては、児童・生徒の希望、指導者、施設設備等の条件を踏まえて適切に設置する。

## 3 部活動対象学年

小学校4年生以上を原則とする。

## 4 学校における指導方針と指導計画

- (1) 部活動の指導にあたっては、担当顧問の意思のみで行われることなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制の下、学校の指導方針に沿って行う。
- (2) 指導方針は、上記の意義を踏まえつつ、「南阿蘇村小・中学校部活動の指針」及び各学校の教育目標、学校規模、地域の特色を生かして設定されるべきであり、次の事項に配慮する。
  - ①児童・生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、児童・生徒の主体性や個性を尊重した運営に努める。
  - ②競技志向や楽しみ志向、仲間づくり志向や健康づくり志向等、児童・生徒の多様なスポーツニーズにこたえ、一人一人が自己実現できるような指導に努める。
  - ③バランスのとれた生活や傷害を予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。
  - ④小学校においては児童の発育発達段階を踏まえ、できるだけ多くの種目経験ができるようにする。
- (3) 各学校において、「南阿蘇村小・中学校部活動の指針」に則り「学校の運動部活動に係る活動方針」を毎年度、策定する。
- (4) 各部活動は、「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(5) 活動方針や活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表することで、保護者に理解を得ながら連携協力して活動を進める。

## 5 顧問等

各部の顧問は、自校の教職員（部活動指導員を含む。）をもって充てる。部活動指導員のみで顧問を構成する部においては、教諭等を担当に充てる。

なお、安全上特に専門的な指導が必要な部においては、適切な人材を顧問として配置する。

また、校長は、教職員以外に外部の指導者を求める場合には、指導者の人格が児童・生徒に与える影響の大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である運動部活動の意義に対する理解と指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに校長が委嘱する。

## 6 顧問の指導

顧問は、部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標が具現化されるよう、校長の責任のもと全教職員と連携・協力し、指導する。

また、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導をしっかりと区別する。

## 7 校内委員会の設置

教職員、保護者、地域の方々等で構成した校内委員会を設置し、適正な運動部活動の推進を図るために、会議や研修会を実施する。

## 8 社会体育関係団体との連携

地域や学校の実態に応じて、地域のスポーツ指導者やスポーツクラブ等との連携を図り、運動部活動の充実につなげる。

## 9 経費

(1) 学校は、教育振興費の中から実情に応じて部活動運営に対して必要経費を充てる。

(2) 希望者による部活動であることから受益者負担も認められるが、必要かつ最小限度にとどめるよう運営の改善に努めるとともに、会計報告を適切に行う。

## 10 練習

練習日、練習時間及び練習試合などについては、校長の承認のもと、顧問が作成した計画に基づいて行う。

### (1) 小学校

#### ①練習日

ア 1週間の練習日は、4日以内を原則とする。

イ 土曜日、日曜日、祝日は、原則として活動しない（毎月第1日曜日は完全休養日とする）。活動する必要がある場合は、事前に顧問が校長の承認を得て、児童の心身の発達からみて無理のない範囲で活動し、他の曜日に休養日を確保する。

ウ 長期休業中は、その意義を踏まえ、まとまった休養日を設け、児童に十分な休養を与える。

#### ②練習時間

ア 練習時間は、2時間以内を原則とし、児童が安全に帰宅できるよう終了時刻に配慮する。

イ 練習時間は、児童の疲労を考え、早く始め、短時間で行うとともに、指導内容を十分工夫する。

③ 練習試合

ア 練習試合の範囲については、原則として南阿蘇村及び南阿蘇村に隣接する市町村程度の地域とする。

イ 練習試合などは、児童の発育発達からみて月2回以内とする。

ウ 顧問は、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得る。

(2) 中学校

① 練習日

ア 1週間の練習日は、5日以内とし、平日1日以上、週末（土曜日及び日曜日）1日以上の計2日以上を休養日とする。また、毎月第1日曜日は完全休養日とする。

イ 土曜日、日曜日、祝日に活動する必要がある場合は、生徒の心身の影響を考慮し、無理のない範囲で活動し、休養日を他の日に振り替えるなど適切に休養日を確保する。

ウ 長期休業中は、その意義を踏まえ、まとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与える。

エ 定期試験前後の一定期間等、学校全体で定められた共通の休養日又は活動時間の制限については、その意義を踏まえ、確実に実施する。

② 練習時間

ア 平日の練習時間は、長くとも2時間程度とする。

イ 土曜日、日曜日、祝日、長期休業日の練習時間は、長くとも3時間程度とする。

ウ 冬季は日没が早いため、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。

③ 練習試合など

ア 練習試合などの範囲については、原則として県域内とする。

イ 練習試合などは、生徒の発育発達からみて月3回以内とする。

ウ 実施にあたっては、顧問は、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得る。

1.1 学校教育活動として競技会等への参加

競技会等に参加する場合、顧問は事前に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

校長は、平成14年3月11日付け教体第1958号「児童生徒の運動競技について」熊本県教育長通知等を参考にし、大会が学校教育活動の一環という判断の下、小中学校において、次の(1)から(3)の大会について参加を承認する。

① 小学校

(1) 児童が参加する運動競技会の開催地域及び競技ごとの大会数は、県内における参加を基本とし、小学校体育連盟の主催大会を年1回、教育委員会が主催又はこれらと関係競技団体との共催大会を年2回程度、県大会、地方ブロック大会及び全国大会については、年1回程度が望ましい。

(2) 国内で開催されるジュニア世界選手権大会等の競技水準の高い者を選抜して行う全国大会に児童が参加する場合については、国及び財団法人日本スポーツ協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させる。

(3) このほかの地域や団体が主催する大会参加については、月3回以内とする。従って、校長は、参加上限となる目安等を参考に、児童や運動部活動顧問の過度な負担とならないよう、各部活動が参加する大会を精査する。

## ②中学校

- (1) 生徒が参加する運動競技会の開催地域及び競技ごとの大会数は、県内における参加を基本とし、県大会への参加は中学校体育連盟の主催大会年1回、共催大会年2回程度とする。
- (2) 国民体育大会、日本選手権大会、国内で開催されるジュニア世界選手権大会等の競技水準の高い者を選抜して行う全国大会に生徒が参加する場合には、国及び財団法人日本スポーツ協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させる。
- (3) このほかの地域や団体が主催する大会参加については、3回以内とする。従って、校長は、参加上限となる目安等を参考に、生徒や運動部活動顧問の過度な負担とならないよう、各部活動が参加する大会を精査する。

## 1 2 学校教育活動以外の競技会等への参加

前項各(3)における学校教育活動以外の競技会等に児童・生徒が参加するに当たっては、保護者が責任を負うものであるが、学校としても、保護者及び関係競技団体と連携して、児童・生徒が競技会等に参加する状況を把握するとともに、次のことに配慮することが望ましい。

- ①主催者が、経費負担の軽減、学業への配慮、災害補償のための配慮など、十分配慮した大会であること。
- ②児童・生徒の教育活動に影響を及ぼすことがあることから、校長の理解を得ること。
- ③スポーツ傷害保険等に参加すること。
- ④指導者及び引率者は、児童・生徒の健全育成を図るため、大会等の趣旨、規模、日程、参加回数等が学業に支障がないことを確認するとともに、経費や引率責任者等の問題があるので、保護者と十分協議すること。